

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
翌日の翌
が休息日、
当日の翌
に休息日、
翌日に休息
する日)

規則

目次

◇規則 鳥取県立果樹技術講習所管理規則

鳥取県立果樹技術講習所管理規則をここに公布する。

昭和五十年四月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第二十五号

鳥取県立果樹技術講習所管理規則

(目的)

第一条 この規則は、鳥取県立農業講習施設の設置及び管理に関する条例
(昭和三十九年三月鳥取県条例第十八号) 第七条の規定に基づき、鳥取
県立果樹技術講習所(以下「講習所」という。)の管理に関する事項を

定めることを目的とする。

(収容定員)

第二条 講習所の収容定員は、知事が別に定める。

(講習の期間)

第三条 講習の期間は、一年とし、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十
一日に終わる。

(休業日)

第四条 休業日は、次に掲げるとおりとする。

一 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定
する休日

二 日曜日

三 十二月二十九日から翌年一月三日まで

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、
臨時に休業し、又は休業日に講習をすることができ。

(講習科目及び講習時間数)

第五条 講習科目は、次に掲げるとおりとする。

一 講義

果樹栽培はん論、果樹の種類品種、果樹栽培技術各論、果樹病害及
び虫害各論、果樹農薬使用法、果樹園土壌及び肥培管理法、果樹園施
設及び機械利用法、果樹園経営法並びに果樹販売流通

二 実技

果樹園管理技術実習並びに栽培病害虫及び土壌肥料実験

三 その他

知事が必要と認めるもの

2 前項の講習科目ごとの講習時間数は、知事が別に定める。
(入所資格)

第六条 講習所に入所することができる者は、農業を営み、又は営もうとする者であつて、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する高等学校を卒業した者又は知事が適当と認めたる者とする。

(短期講習)

第七条 知事は、農業技術者又は一般農家に対して、果樹技術を習得させるため必要があると認めるときは、短期講習を行うことができる。

2 前項の短期講習の講習科目及び講習時間数、入所資格その他短期講習に關し必要な事項は、知事が別に定める。

(入所願書)

第八条 講習所に入所しようとする者は、入所願書(様式第一号)に、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 履歴書

二 健康診断書

三 最終卒業学校の卒業証明書又は卒業見込証明書

四 その他知事が必要と認める書類

(入所者の決定)

第九条 入所者の決定は、選抜によつて行ふ。

2 前項の選抜に關し必要な事項は、知事が別に定める。

3 知事は、第一項の規定により入所者を決定したときは、その旨をその者に通知しなければならない。

(誓約書の提出)

第十条 前条第三項の通知を受けた者(以下「講習生」という。)は、直

ちに保証人が連署した誓約書(様式第二号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の保証人は、県内に居住する身元確実な者であつて、講習生の身上に關し一切の責任を負い得る者でなければならない。

(受講料)

第十一条 講習所の講習については、受講料を徴収しない。

(講習生の寄宿)

第十二条 講習生は、寄宿舎に寄宿しなければならない。ただし、知事の許可を受けたときは、この限りでない。

2 前項ただし書の許可を受けようとする講習生は、通所願書(様式第三号)を知事に提出しなければならない。

(講習生手当)

第十三条 講習生(短期講習に係る講習生を除く。)に対しては、講習生手当を支給する。

2 前項の講習生手当の額は、知事が定める。

(休所及び退所)

第十四条 講習生が病気その他の理由により休所し、又は退所しようとするときは、休所(退所)願書(様式第四号)を知事に提出し、その許可を受けなければならない。

(賞罰)

第十五条 知事は、成績が優秀であつて他の講習生の模範となると認められる講習生に対して、ほう賞することができる。

2 知事は、講習生が次の各号の一に該当するときは、退所を命ずることができる。

一 素行不良で改しゆんの見込みがないと認められる者

二 成績不良で講習を修了する見込みがないと認められる者

三 講習所の秩序を乱し、又は講習生としての本分に反じた者

(修了証書)

第十六条 知事は、講習の課程を修了した者に対して修了証書(様式第五号)を授与する。

(その他)

第十七条

この規則に定めるもののほか、講習所の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部改正)

2 鳥取県地方機関等事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。

別表第二農業経営大学校長の項の次に果樹技術講習所長の項として次のように加える。

果樹技術
講習所長

一 鳥取県立農業講習施設の設置及び管理に関する条例第三条の規定による許可

二 鳥取県立果樹技術講習所管理規則(昭和五十年四月鳥取県規則第二十五号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第四条の規定による臨時の休業日の決定及び休業日に講

習する旨の決定

(二) 第五条の規定による講習科目及び講習時間数の決定

(三) 第六条の規定による入所資格の認定

(四) 第七条の規定による短期講習の実施の決定並びに短期講習の講習科目及び講習時間数、入所資格その他短期講習に

関し必要な事項の決定

(五) 第八条の規定による入所願書に添付する書類の決定

(六) 第九条第二項の規定による入所者の選抜に関し必要な事項の決定

(七) 第十二条の規定による通所の許可

(八) 第十四条の規定による休所及び退所の許可

(九) 第十五条の規定によるほう賞の実施及び講習生に対する退所の命令

様式第1号 (第8条関係)

入 所 願 書

職 氏 名 殿

このたび貴所講習生として入所したいので、関係書類を添えてお願いします。

年 月 日

郵便番号 □□□-□□

住 所

(ふりがな)
氏 名

㊟

様式第2号 (第10条関係)

誓 約 書

職 氏 名 殿

このたび入所を許可されました上は、規則等を堅く守り専心勉強することを誓います。

年 月 日

本 人

住 所

氏 名

生年月日

上記の者が、このたび貴所に入所を許可されました上は、誓約事項を堅く守らせるとともに、本人の一身に関する一切の責任を引き受けます。

年 月 日

保証人

住 所

職 業

氏 名

㊟

様式第3号 (第12条関係)

通 所 願 書			
職 氏	名 殿		
このたび次の理由によつて通所したいので、許可されるようお願いします。			
	年 月 日		
理 由		氏 名	㊟

様式第4号 (第14条関係)

休 (退) 所 願 書			
職 氏	名 殿		
このたび次の理由によつて休 (退) 所したいので、許可されるようお願いします。			
	年 月 日		
理 由		氏 名	㊟

様式第5号 (第16条関係)

第
号

修
了
証
書

鳥取県立果樹技術講習所の課程を修了したことを

証する

年
月
日

氏
名
年
月
日
生

職
氏
名
圃

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取

県

【定価一部一箇月五百円(送料を含む。)】